

## 第19回 魚沼市地域公共交通協議会 次第

期日：平成29年6月20日(火)午後1:30～

会場：魚沼市役所小出庁舎 3階「302会議室」

### 1. 開 会

### 2. あいさつ

### 3. 議 事

- 1) 平成28年度魚沼市地域公共交通協議会事業報告・決算(案)について・・・1P
- 2) 平成29年度魚沼市地域公共交通協議会事業計画・予算(案)について・・・5P
- 3) 地域コミュニティバス運行に関する事項について ……………16P
- 4) 規約の一部改正について ……………23P
- 5) 生活交通改善事業計画(バリアフリー化設備等整備事業)について ……35P
- 6) その他

### 4. その他

### 5. 閉 会

平成 28 年度事業報告

事業報告の概要等		
事業の名称	事業の概要	実行主体
「小出まちなか循環線」の逆周りの検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魚沼市乗合タクシー「小出まちなか循環線」便の逆周り便新設(平成 28 年 10 月 1 日～) 【網形成計画施策 3】</li> </ul>	魚沼市地域公共交通協議会
公共交通サービスに関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高速道路小出 I C 利用者の利用目的、交通手段調査 (平成 28 年 11 月休日、平日各 1 日、6:00～23:30) 【網形成計画施策 8】</li> <li>・地域コミュニティバスの実証実験(入広瀬地域コミュニティバス運行:平成 28 年 10 月 3 日～11 月 30 日) 【網形成計画施策 1】</li> </ul>	魚沼市地域公共交通協議会  魚沼市
広報チラシの作成配布	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 28 年度全戸配布用の乗合タクシー時刻表の作成</li> <li>・乗合タクシー等の時刻表を市の HP に掲載し、情報提供を行うことにより公共交通の利便性の向上を図った</li> <li>・乗合タクシー利用促進のチラシを作成、全戸配布 【網形成計画施策 5】</li> </ul>	魚沼市地域公共交通協議会

## 1. 地域公共交通網形成計画の名称

魚沼市地域公共交通網形成計画

## 2. 地域公共交通網形成計画の全体計画・基本方針

### 1. 計画の区域

魚沼市全域

### 2. 計画期間

平成 28 年度～平成 32 年度の 5 年間

### 3. 基本的な方針

魚沼市の社会情勢の変化や公共交通課題を踏まえた、魚沼市地域公共交通網形成計画の基本的な方針は以下の 4 本のとおりです。

#### 「基本方針 1」 **行きたい場所に行くことができる**

市内全体を公共交通の網で覆い日常生活でしっかりと使えるようにするためには、幹線と支線の役割分担及びその連携が欠かせず、この際、乗り継ぎが発生します。乗り継ぎ抵抗を可能なかぎり緩和するためにも、乗り継ぎ拠点強化をします。

#### 「基本方針 2」 **都市の変化に対応する**

超高齢社会に対応するため、医療や福祉といった市民の安心で安全で快適な生活の根幹に係るサービスに対応し、市内都市部の変化に対応した地域公共交通網の形成を目指します。

#### 「基本方針 3」 **来訪者等の交流人口の拡大に貢献する**

地域の活性化のためには交流人口の増加が不可欠であり、市外からの来訪者（ビジネスや観光目的）にも市内の公共交通を利用してもらうことが重要です。都市間交通とその二次交通の強化により、市外からの来訪者にも利用してもらえる地域公共交通網の形成を目指します。

#### 「基本方針 4」 **みんなで“作り、守り、育てる”公共交通**

公共交通を守り、育てていくためには、住民や地元企業など、魚沼市に係る全ての人の力を結集し、自分たちによる、自分たちのための公共交通網をつくる意識が必要です。

## 3. 地域公共交通網形成計画の目標

この計画の目標は、

- 【目標 1】 地域の実情に即した地域公共交通網の整備
- 【目標 2】 地域公共交通の利用促進
- 【目標 3】 地域公共交通情報の適切な提供
- 【目標 4】 地域公共交通への住民参画
- 【目標 5】 新たな施設へのアクセス性確保
- 【目標 6】 交流人口拡大への貢献 としています。

平成28年度 魚沼市地域公共交通協議会決算書 (案)

○歳入

款	項	目	当初予算額	決算額	比較	内 訳
1	負担金	1 負担金	1,645,000	1,508,016	-136,984	・魚沼市からの負担金 (前払金額1,645,000円－戻入額136,984円)
2	諸収入	1 雑 入	1,000	32	-968	・預金利息
歳入合計			1,646,000	1,508,048	-137,952	

単位：円

○歳出

款	項	目	当初予算額	決算額	比較	内 訳
1	運営費	1 会議費	76,000	35,348	-40,652	・アドバイザー謝金 (1回10,000円×1回) 10,000 ・委員報償金(委員25人うち支払対象) (日当2,000円×10人) 20,000 (監査日当2,000円×1回) 2,000 ・お茶代等(124円×27本) 3,348
2	事務費	1 事務費	30,000	0	-30,000	
2	事業費	1 事業費	1,540,000	1,472,700	-67,300	・時刻表印刷代(H29年度時刻表変更) 388,800 ・免許返納優遇措置にかかる回数券優遇措置 精算 891,300 ・広報チラシ印刷代 156,600 ・時刻表、広報チラシ折込代 36,000
歳出合計			1,646,000	1,508,048	-137,952	

単位：円

【歳入】 1,508,048－ 【歳出】 1,508,048＝0

魚沼市地域公共交通協議会

会 長 佐 藤 雅 一

## 監査報告書

魚沼市地域公共交通協議会規約第10条及び魚沼市地域公共交通協議会財務規定第8条の規定に基づき、平成28年度魚沼市地域公共交通協議会収支決算について監査を行いましたので、その結果を下記のとおり報告します。

### 記

#### 1. 監査実施日等

実施日 平成29年6月13日(火)  
監査場所 魚沼市役所小出庁舎1階相談室

#### 2. 監査資料

帳簿類(予算差引簿、収入伝票、支出伝票)、預金通帳、その他関係書類

#### 3. 監査結果

出納及び帳簿類は適正であり、現金及び預金は相違ないことを確認した。

平成29年 6月13日

監査員 滝沢 治



監査員 星 政晴



事業計画の概要（目標）等		
事業の名称	事業の概要（目標）	実行主体
地域公共交通への住民参画	<ul style="list-style-type: none"> <li>入広瀬地域コミュニティバス運行 (運行時刻、停留所など地域住民が考え、作り、運行する地域コミュニティバス)</li> </ul> <p>【網形成計画施策1、3】</p>	入広瀬コミュニティ協議会 魚沼市地域公共交通協議会
高齢者の自動車運転から公共交通への転換促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車運転免許証自主返納者に対し、交付する「共通回数券」の印刷</li> <li>上記「共通回数券」のタクシー会社への支払精算</li> <li>乗合タクシー回数券印刷</li> </ul> <p>【網形成計画施策4】</p>	魚沼市地域公共交通協議会
公共交通サービスに関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度全戸配布用の乗合タクシー時刻表の作成。</li> <li>乗合タクシー等の時刻表を市のHPに掲載し、情報提供を行うことにより、公共交通の利便性の向上を図る。</li> <li>乗合タクシーの車両に貼るマグネット表示、停留所のマグネット表示を更新することで、情報提供を行う。</li> <li>公共交通の広報用チラシを作成・配布し、公共交通の周知を図る。</li> </ul> <p>【網形成計画施策5】</p>	魚沼市地域公共交通協議会
公共交通について議論する場の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内地域コミュニティ協議会の会議に出かけていき、公共交通に関わる問題・課題を議論する。</li> </ul> <p>【網形成計画施策10】</p>	魚沼市地域公共交通協議会

平成29年度 魚沼市地域公共交通協議会予算書 (案)

○歳入

単位：円

款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較	内 訳
1	負担金	1 負担金	1,799,000	1,645,000	154,000	・魚沼市からの負担金
		2 雑収入	1,000	1,000	0	・預金利息等
歳入合計			1,800,000	1,646,000	154,000	

○歳出

単位：円

款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較	内 訳
1	1 会議費	1 会議費	76,000	76,000	0	・アドバイザー謝金 (1回10,000円×2回) 相談等含む
						・委員報償金 (委員25人うち支払対象) (日当2,000円×12人×2回)
2	2 事務費	1 事務費	30,000	30,000	0	・お茶代等 (150円×25人×2回)
						・事務用消耗品代他
2	1 事業費	1 事業費	1,694,000	1,540,000	154,000	・時刻表印刷代
						・乗合タクシー回数券印刷 (タクシー事業者へ)
						・免許返納優遇措置にかかる回数券印刷 (免許返納者へ)
						・免許返納優遇措置にかかる回数券精算 (タクシー事業者等へ)
						・マダグネットシート作製
						・時刻表折込代
歳出合計			1,800,000	1,646,000	154,000	

平成29年度 運行系統の概要

補助対象事業者名	補助対象系統	運行方式		運賃	利用方法	使用車両
		停留所方式				
㈱小出タクシー	*小出地域乗合タクシー	停留所方式		1回300円	事前予約制	運行車両は、ジャンボタクシーによる運行を基本とする。予約状況に応じて増便も考慮する。
	*湯之谷地域乗合タクシー	ドアーツードア方式				
	*広神地域乗合タクシー (東側) ・田中・清本・長松・米沢乗合タクシー ・三ツ又乗合タクシー	ドアーツードア方式				
	*堀之内地域乗合タクシー ・新道島乗合タクシー ・上稲倉・魚野地乗合タクシー	ドアーツードア方式				
ひかり交通㈱	*小出まちなか循環線	停留所方式 (乗合バス型)		1回100円	事前予約制	
奥只見タクシー(株)	*広神地域乗合タクシー (西側) ・滝之又乗合タクシー ・水沢・越又・泉沢乗合タクシー	ドアーツードア方式		1回300円	事前予約制	
	*守門地域乗合タクシー ・赤土乗合タクシー	ドアーツードア方式		1回200円	事前予約制	
観光タクシー(株)	*守門地域乗合タクシー ・福山新田乗合タクシー ・高倉乗合タクシー	ドアーツードア方式		1回200円	事前予約制	
	*入広瀬乗合タクシー ・大白川～穴沢線 ・上方環状線	ドアーツードア方式		1回200円	事前予約制	

注1) 中学生以下及び障害者手帳(療育手帳)を持っている人は「100円」。未就学児無料

注2) 運行日、運行時間は地域によって異なる。

注3) 運行予定者の選定理由

- ① 運行地域は新潟県でも有数の豪雪地であり、冬期間における積雪状況や気象状況に精通していること
  - ② 長年に渡り運行地域の住民からの信頼も厚いこと
  - ③ 魚沼市における雇用確保が重要な課題であること
- 以上の理由により運行事業者を選定したものである



# 魚沼市乗合タクシー時刻表

＜お願い＞  
乗合タクシーは、天候や乗車人数等の状況により時刻表どおりに運行できない場合があります。

平成29年4月1日改訂

## 小出まちなか循環線

小出市街地内の移動に便利な定期便です。

- 運行日：月曜日～金曜日（祝日、12月29日～1月3日は除く）
- 料 金：1回 100円、未就学児無料 ※予約は不要です。各停留所でお待ちください。

小出まちなか循環線に関する問い合わせ

さわやかタクシー ☎ 025-792-4141  
(奥只見タクシー)

■時刻表 ★の停留所は道路の反対側でお待ちください。

停留所	1便	3便	5便	7便	9便	2便	4便	6便	8便	10便
小出駅前	9:30	10:30	11:30	12:30	13:30	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00
横町バス停	9:32	10:32	11:32	12:32	13:32	10:02	11:02	12:02	13:02	14:02
星歯科医院(羽根川)	9:33	10:33	11:33	12:33	13:33	10:03	11:03	12:03	13:03	14:03
小出病院前バス停	9:34	10:34	11:34	12:34	13:34	10:04	11:04	12:04	13:04	14:04
小出病院正面玄関	9:35	10:35	11:35	12:35	13:35	10:05	11:05	12:05	13:05	14:05
サカキヤ駐車場	9:36	10:36	11:36	12:36	13:36	10:06	11:06	12:06	13:06	14:06
小出郵便局	9:37	10:37	11:37	12:37	13:37	10:08	11:08	12:08	13:08	14:08
小出行舎	9:39	10:39	11:39	12:39	13:39	10:09	11:09	12:09	13:09	14:09
小出商工会館前	9:40	10:40	11:40	12:40	13:40	10:10	11:10	12:10	13:10	14:10
廣川医院	9:41	10:41	11:41	12:41	13:41	10:11	11:11	12:11	13:11	14:11
中島脳外科内科医院	9:42	10:42	11:42	12:42	13:42	10:13	11:13	12:13	13:13	14:13
宮医院	9:44	10:44	11:44	12:44	13:44	10:14	11:14	12:14	13:14	14:14
うおぬま小児クリニック	9:45	10:45	11:45	12:45	13:45	10:15	11:15	12:15	13:15	14:15
★ 停留所(菊水前)	9:46	10:46	11:46	12:46	13:46	10:16	11:16	12:16	13:16	14:16
三番町バス停	9:47	10:47	11:47	12:47	13:47	10:17	11:17	12:17	13:17	14:17
本町バス停	9:48	10:48	11:48	12:48	13:48	10:18	11:18	12:18	13:18	14:18
小出駅前	9:50	10:50	11:50	12:50	13:50	10:20	11:20	12:20	13:20	14:20



## 小出地域乗合タクシー

小出地域内の停留所間で移動できる予約型乗合タクシーです。

ご利用の際は電話予約が必要で、予約に応じて停留所間で送迎します。

- 運行日：月曜日～金曜日（祝日、12月29日～1月3日は除く）
- 料 金：1回 300円  
中学生以下および障害者手帳(療育手帳等)お持ちの方100円  
未就学児無料

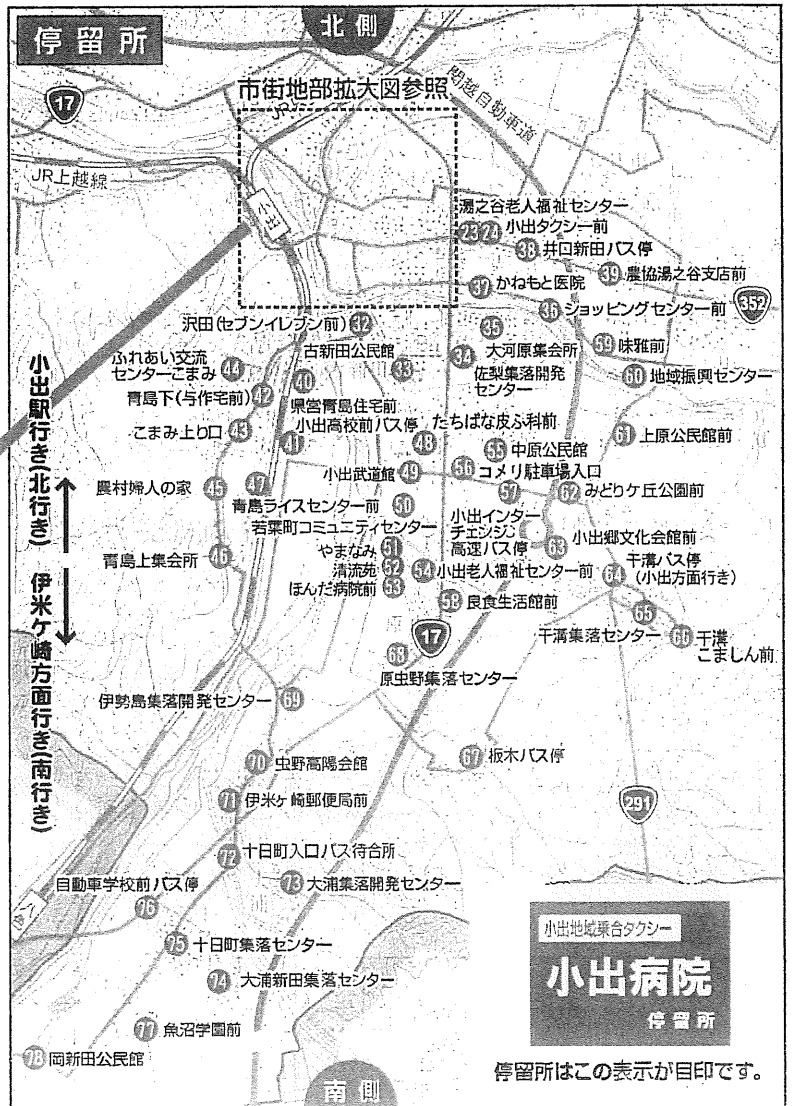
■時刻表

	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便	10便
北行き	7:30	8:30	9:30	10:30	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	16:30
南行き	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00

※北行きは岡新田公民館を始発に逆番号順に予約のあった停留所間で送迎します。  
※南行きは小出駅前を始発に番号順に予約のあった停留所間で送迎します。

予約はこちら 小出タクシー [予約受付時間] 9:00～20:00  
朝10時までの便は前日まで、その他の便は1時間前までに予約してください。  
ご利用日の1週間前から予約できます。

☎ 025-792-6222



# 堀之内地域乗合タクシー

堀之内地域から小出市街地へ移動できる予約型乗合タクシーです。

ご利用の際は電話予約が必要です。予約に応じて自宅まで送迎します。  
 (※ただし、道路状況等により自宅まで行けない場合があります)

小出市街地では、小出まちなか循環線の停留所で乗降できます。

- 運行日：月曜日～金曜日（祝日、12月29日～1月3日は除く）
- 料金：1回 300円、中学生以下および障害者手帳（療育手帳等）お持ちの方 100円  
未就学児 無料

ご予約はこちら **ひかり交通**

【予約受付時間】9:00～20:00

・朝10時までの便は前日まで、その他の便は1時間前までに予約してください。  
 ・ご利用日の1週間前から予約できます。

☎ **025-794-6672**

## 新道島乗合タクシー

【この乗合タクシーを利用できる地区】

連合自治会単位：新道島区、竜光区、下新田区、根小屋区、田戸区、堀之内区（上越線と魚野川に挟まれた地域）、大石区（上越線と国道17号線に挟まれた地域）  
 自治会単位：下倉

## 上稲倉・魚野地乗合タクシー

【この乗合タクシーを利用できる地区】

連合自治会単位：明神区、原区、魚野地区、吉水乙区、吉水甲区、堀之内区、大石区（上越線から山側の地域）  
 自治会単位：前島町、大石新田

### ■新道島→小出市街地

経由地	1便	2便
新道島	8:00	9:30
堀之内病院	8:15	9:45
堀之内駅	8:20	9:50
小出市街地	8:25 ～8:30	10:01 ～10:07
こまみ交流センター	-	10:10

### ■小出市街地→新道島

経由地	1便	2便
こまみ交流センター	-	13:00
小出市街地	10:45 ～10:51	13:03 ～13:09
堀之内駅	11:03	13:21
堀之内病院	11:06	13:24
新道島	11:22	13:40

### ■上稲倉・魚野地→小出市街地→堀之内市街地

経由地	1便	2便	3便
上稲倉	7:00	8:35	10:00
堀之内病院	7:21	8:56	10:21
堀之内駅	7:26	9:01	10:26
小出駅前バス停	7:31	9:06	10:31
小出高校前	7:33	-	-
こまみ交流センター	-	9:10	10:35
小出市街地	7:38 ～7:41	9:13 ～9:16	10:38 ～10:41
大石新田	7:43	9:18	10:43
堀之内市街地	7:48	9:23	10:48

### ■堀之内市街地→小出市街地→上稲倉・魚野地

経由地	1便	2便	3便	4便
堀之内市街地	11:15	12:30	15:30	17:40
大石新田	11:20	12:35	15:35	17:45
小出市街地	11:25 ～11:28	12:40 ～12:43	15:40 ～15:43	17:50 ～17:53
小出高校前	-	-	-	17:56
こまみ交流センター	-	-	-	15:46
小出駅前バス停	11:34	12:49	15:49	17:59
堀之内駅前	11:39	12:54	15:54	18:04
堀之内病院	11:44	12:59	15:59	18:09
上稲倉	12:05	13:20	16:20	18:30

注) ◆印は土曜日及び日曜日にも運行します。(祝日、12月29日～1月3日は除く)

# 湯之谷地域乗合タクシー

湯之谷方面から小出市街地へ移動できる予約型乗合タクシーです。

ご利用の際は電話予約が必要です。予約に応じて自宅まで送迎します。  
 (※ただし、道路状況等により自宅まで行けない場合があります)

小出市街地では、小出まちなか循環線の停留所で乗降できます。

- 運行日：月曜日～金曜日（祝日、12月29日～1月3日は除く）
- 料金：1回 300円、中学生以下および障害者手帳（療育手帳等）お持ちの方 100円  
未就学児 無料

ご予約はこちら **小出タクシー**

【予約受付時間】9:00～20:00

・朝10時までの便は前日まで、その他の便は1時間前までに予約してください。  
 ・ご利用日の1週間前から予約できます。

☎ **025-792-6222**

【この乗合タクシーを利用できる地区】

禊沢、大沢、吉田、大下、七日市新田、七日市、井口、上ノ原、清水上

### ■禊沢→小出市街地

経由地	1便
禊沢	9:30
湯之谷庁舎～大沢	9:35
吉田～大下～七日市新田～七日市	9:40
井口～上ノ原～清水上	9:50
小出市街地	9:55 ～10:10

### ■小出市街地→禊沢

経由地	1便
小出市街地	12:30 ～12:45
清水上～上ノ原～井口	12:50
七日市～七日市新田～大下～吉田	13:00
大沢～湯之谷庁舎	13:05
禊沢	13:10

● 栃尾又温泉線（南越後観光バス）もご利用ください。  
 ・7時～9時の時間帯に小出市街地へ行きたい方や禊沢から大湯温泉方面の方は、南越後観光バスの栃尾又温泉線（国道352号で運行）をご利用ください。  
 ・また、小出市街地内では、便利な小出まちなか循環線もあります。  
 栃尾又温泉線に関する問い合わせ  
 南越後観光バス株式会社 小出営業所 ☎ **025-792-8114**

# 入広瀬地域乗合タクシー

入広瀬地域内を移動できる予約型乗合タクシーです。

ご利用の際は電話予約が必要です。予約に応じて自宅まで送迎します。  
 (※ただし、道路状況等により自宅まで行けない場合があります)

- 運行日：月曜日～金曜日（祝日、12月29日～1月3日は除く）
- 料金：1回 200円、中学生以下および障害者手帳（療育手帳等）お持ちの方 100円  
未就学児 無料

ご予約はこちら **観光タクシー**

【予約受付時間】9:00～20:00

・朝10時までの便は前日まで、その他の便は1時間前までに予約してください。  
 ・ご利用日の1週間前から予約できます。

☎ **025-792-1100**

## ① 大白川～穴沢線

【この乗合タクシーを利用できる地区】

大白川、末沢、柿ノ木、穴沢、大柄山、平野又

### ■大白川→穴沢

経由地	1便	2便
山菜会館前	9:40	11:45
大白川駅前	9:50	11:55
入広瀬庁舎前	10:06	12:11
農協前	10:07	12:12
保健センター	10:08	12:13
寿和温泉	10:10	12:15

### ■穴沢→大白川

経由地	1便	2便
保健センター	9:10	11:15
農協前	9:11	11:16
入広瀬庁舎前	9:12	11:17
大白川駅前	9:27	11:32
山菜会館前	9:40	11:44

## ② 上方環状線

【この乗合タクシーを利用できる地区】 平野又、大柄山、穴沢、中手原、芋鞘、田小屋、横根

### ■入広瀬庁舎→芋鞘→横根→平野又→入広瀬庁舎

経由地	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便
寿和温泉	-	-	-	-	-	14:30	16:55
入広瀬駅	-	-	-	-	13:55	-	16:58
保健センター	-	-	10:30	12:18	13:57	14:33	16:59
穴沢バス停	7:05	8:40	10:32	12:20	14:00	14:35	17:00
入広瀬庁舎前	7:07	8:42	10:34	12:22	14:02	14:37	17:10
中手原（平成館前）	7:09	8:44	10:36	12:24	14:04	14:39	17:12
おげぼの館前	7:11	8:46	10:38	12:26	14:06	14:41	17:14
田小屋	7:15	8:50	10:42	12:30	14:10	14:45	17:18
みずほ会館前	7:18	8:53	10:45	12:33	14:13	14:48	17:21
平野又三叉路	7:24	8:59	10:51	12:39	14:19	14:54	17:27
農協前	7:26	9:02	10:54	12:42	14:22	14:57	17:30
穴沢バス停	7:27	9:02	10:54	12:42	-	14:57	17:30
入広瀬庁舎前	7:28	9:03	10:55	12:43	-	14:58	17:31
入広瀬駅	-	9:06	-	-	-	-	-
保健センター	7:30	-	10:57	12:45	-	-	-
大柄山（つるや酒店前）	-	9:07	10:59	12:47	-	-	-
保健センター	-	9:10	11:04	12:52	-	-	-
寿和温泉	-	-	-	12:55	-	-	-
入広瀬庁舎前	-	-	11:12	13:00	-	-	-

# 広神地域乗合タクシー

広神地域から小出市街地へ移動できる予約型乗合タクシーです。

ご利用の際は電話予約が必要です。予約に応じて自宅まで送迎します。  
 (※ただし、道路状況等により自宅まで行けない場合があります)

小出市街地では、小出まちなか循環線の停留所で乗降できます。

- 運行日：路線によって異なります。運行カレンダーでご確認ください。(祝日、12月29日～1月3日は除く)
- 料金：1回 300円、中学生以下および障害者手帳(療育手帳等)お持ちの方100円、未就学児無料

## 西側

### 滝之又乗合タクシー

【この乗合タクシーを利用できる地区】

滝之又、外山、小平尾、親柄、和田、並柳、田尻(国道沿い)、今泉(島)、中島新田、中島

#### ■滝之又→小出市街地

経由地	1便	2便	3便
滝之又→外山→小平尾	9:10	11:40	13:40
親柄→和田→並柳	9:15	11:50	13:50
田尻(国道沿い)→今泉(島)	9:20	11:55	13:55
中島新田→中島	9:30	12:00	14:00
小出市街地	9:35	12:05	14:05
	~9:50	~12:20	~14:20

#### ■小出市街地→滝之又

経由地	1便	2便	3便
小出市街地	8:30	11:00	13:00
	~8:45	~11:15	~13:15
中島→中島新田	8:50	11:20	13:20
今泉(島)→田尻(国道沿い)	8:55	11:25	13:25
和田→親柄	9:00	11:30	13:30
小平尾→外山→滝之又	9:10	11:40	13:40

### 水沢・越又・泉沢乗合タクシー

【この乗合タクシーを利用できる地区】

大宇川、水沢、越又、吉原、小庭名、山口、田尻(県道沿い)、泉沢、東中、下倉新田、下倉

#### ■大宇川→小出市街地

経由地	1便	2便	3便
大宇川→水沢→越又	9:10	11:40	13:40
吉原→小庭名→山口	9:15	11:50	13:50
田尻(県道沿い)→泉沢→東中	9:20	11:55	13:55
下倉新田→下倉	9:30	12:00	14:00
小出市街地	9:35	12:05	14:05
	~9:50	~12:20	~14:20

#### ■小出市街地→大宇川

経由地	1便	2便	3便
小出市街地	8:30	11:00	13:00
	~8:45	~11:15	~13:15
下倉→下倉新田	8:50	11:20	13:20
東中→泉沢→田尻(県道沿い)	8:55	11:25	13:25
山口→小庭名→吉原	9:00	11:30	13:30
越又→水沢→大宇川	9:10	11:40	13:40

## 運行カレンダー

■滝之又乗合タクシーの運行日 ■水沢・越又・泉沢乗合タクシーの運行日

平成29年4月							平成29年5月							平成29年6月							平成29年7月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
2	8	4	5	6	7	1	7	8	9	10	11	12	13	4	5	6	7	8	10	2	3	4	5	6	7	8	
9	10	11	12	13	14	15	14	15	16	17	18	19	20	11	12	13	14	15	16	17	9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22	21	22	23	24	25	26	27	18	19	20	21	22	23	24	16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29	28	29	30	31				25	26	27	28	29	30	23	24	25	26	27	28	29	
30																					30	31					

■平成29年8月 ■平成29年9月 ■平成29年10月 ■平成29年11月

■平成29年12月 ■平成30年1月 ■平成30年2月 ■平成30年3月

■平成30年4月

ご予約はこちら さわやかタクシー (奥只見タクシー)

☎ 025-792-4141

【予約受付時間】 9:00~20:00

朝10時までの便は前日まで、その他の便は1時間前までに予約してください。  
 ・ご利用日の1週間前から予約できます。

## 東側

### 田中・清本・長松・米沢乗合タクシー

【この乗合タクシーを利用できる地区】

田中、栗山、金ケ沢、下田、横瀬、清本、長堀新田、江口、長松、今泉、山田、米沢

#### ■田中→小出市街地

経由地	1便	2便
田中→栗山→金ケ沢	7:55	10:20
下田→横瀬→長堀新田	8:00	10:25
清本→江口→長松	8:05	10:30
今泉→山田→米沢	8:15	10:40
小出市街地	8:25	10:50
	~8:40	~11:05

#### ■小出市街地→田中

経由地	1便	2便
小出市街地	11:00	14:00
	~11:15	~14:15
米沢→今泉	11:25	14:25
江口→長松→清本	11:35	14:35
長堀新田→横瀬→下田	11:40	14:40
金ケ沢→栗山→田中	11:45	14:45

### 三ツ又乗合タクシー

【この乗合タクシーを利用できる地区】

三ツ又、中子沢、池平、中家、山田下、一日市、新保、中島

#### ■三ツ又→小出市街地

経由地	1便	2便	3便
三ツ又→中子沢→池平	7:55	10:00	12:15
中家→山田下→一日市	8:10	10:15	12:30
新保→中島	8:20	10:25	12:40
小出市街地	8:25	10:30	12:45
	~8:40	~10:45	~13:00

#### ■小出市街地→三ツ又

経由地	1便	2便	3便	4便★
小出市街地	11:30	14:00	16:00	17:30
	~11:45	~14:15	~16:15	~17:45
中島→新保	11:50	14:20	16:20	17:50
山田下→一日市→中家	12:00	14:30	16:30	18:00
池平→中子沢→三ツ又	12:15	14:45	16:45	18:15

注)★の便は月曜日から金曜日運行(祝日、12月29日～1月3日は除く)します。

## 運行カレンダー

■田中・清本・長松・米沢タクシーの運行日 ■三ツ又乗合タクシーの運行日(一部除く)

平成29年4月							平成29年5月							平成29年6月							平成29年7月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
2	8	4	5	6	7	1	7	8	9	10	11	12	13	4	5	6	7	8	10	2	3	4	5	6	7	8	
9	10	11	12	13	14	15	14	15	16	17	18	19	20	11	12	13	14	15	16	17	9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22	21	22	23	24	25	26	27	18	19	20	21	22	23	24	16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29	28	29	30	31				25	26	27	28	29	30	23	24	25	26	27	28	29	
30																					30	31					

■平成29年8月 ■平成29年9月 ■平成29年10月 ■平成29年11月

■平成29年12月 ■平成30年1月 ■平成30年2月 ■平成30年3月

■平成30年4月

ご予約はこちら 小出タクシー

☎ 025-792-6222

【予約受付時間】 9:00~20:00

朝10時までの便は前日まで、その他の便は1時間前までに予約してください。  
 ・ご利用日の1週間前から予約できます。

# 広神地域内定期便

広神憩の家方面に行くことができる予約型乗合タクシーです。

ご利用の際は電話予約が必要です。予約に応じて自宅まで送迎します。  
 (※ただし、道路状況等により自宅まで行けない場合があります)

- 運行日：日曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日(祝日、12月29日～1月3日は除く)
- 料金：1回 200円、未就学児 無料

【この定期便を利用できる地区】

- 日曜便：田中、並柳、道元、今泉、新保、山田下、中家、池平
- 火曜便：白根、滝之又、外山、小平尾、親柄、栗山、田中、並柳、道元、今泉、中島、新保、山田下、中家、池平
- 水曜便：大宇川、水沢、越又、吉原、小庭名、道元、今泉、新保、山田下、中家、池平
- 木曜便：泉沢、山口、東中、道元、今泉、新保、山田下、中家、池平
- 金曜便：長松、江口、今泉、米沢、山田、山田下、中家、池平

#### ■日曜日

経由地	行き	帰り
清本	9:14	16:06
田中	9:17	16:03
長堀新田	9:20	16:00
横瀬	9:23	15:57
並柳	9:26	15:54
道元	9:28	15:52
今泉	9:31	15:49
中島	9:34	15:46
新保	9:37	15:43
山田下	9:40	15:40
中家	9:43	15:37
池平	9:45	15:35
憩の家	9:49	15:31

#### ■火曜日

経由地	行き	帰り
白根	9:03	16:17
滝之又	9:06	16:14
外山	9:10	16:10
小平尾	9:14	16:06
栗山	9:17	16:03
田中	9:20	16:00
親柄	9:23	15:57
並柳	9:26	15:54
道元	9:28	15:52
今泉	9:31	15:49
中島	9:34	15:46
新保	9:37	15:43
山田下	9:40	15:40
中家	9:43	15:37
池平	9:45	15:35
憩の家	9:49	15:31

#### ■水曜日

経由地	行き	帰り
大宇川	9:10	16:10
水沢	9:13	16:07
越又	9:17	16:03
吉原	9:20	16:00
小庭名	9:23	15:57
並柳	9:26	15:54
道元	9:28	15:52
今泉	9:31	15:49
中島	9:34	15:46
新保	9:37	15:43
山田下	9:40	15:40
中家	9:43	15:37
池平	9:45	15:35
憩の家	9:49	15:31

#### ■木曜日

経由地	行き	帰り
泉沢	9:20	16:00
山口	9:23	15:57
東中	9:25	15:55
道元	9:28	15:52
今泉	9:31	15:49
中島	9:34	15:46
新保	9:37	15:43
山田下	9:40	15:40
中家	9:43	15:37
池平	9:45	15:35
憩の家	9:49	15:31

#### ■金曜日

経由地	行き	帰り
長松	9:25	15:55
江口	9:28	15:52
今泉	9:31	15:49
米沢	9:35	15:45
山田	9:38	15:42
山田下	9:40	15:40
中家	9:43	15:37
池平	9:45	15:35
憩の家	9:49	15:31

ご予約はこちら さわやかタクシー (奥只見タクシー)

☎ 025-792-4141

【予約受付時間】 9:00~20:00

朝10時までの便は前日まで、その他の便は1時間前までに予約してください。  
 ・ご利用日の1週間前から予約できます。

# 守門地域乗合タクシー

守門地域内を移動できる  
予約型乗合タクシーです。

ご利用の際は電話予約が必要です。予約に応じて自宅まで送迎します。  
(※ただし、道路状況等により自宅まで行けない場合があります)

## 高倉乗合タクシー

- 運行日：月曜日～金曜日（祝日、12月29日～1月3日は除く）
- 料 金：1回 200円、中学生以下および障害者手帳（療育手帳等）お持ちの方 100円  
未就学児 無料

**ご予約はこちら 観光タクシー** [予約受付時間] 9:00～20:00  
 朝10時までの便は前日まで、その他の便は1時間前までに予約してください。  
 ご利用日の1週間前から予約できます。

**☎ 025-792-1100**

【この乗合タクシーを利用できる地区】高倉、西名新田、西名、東野名、茨川、長鳥、細野、松川、向松川、新下、大谷内、守門宮原、西村

### ■高倉→守門診療所・守門庁舎 注)★の便は予約不要です。

経由地	1便★
二分三叉路	8:00
大宿・櫻井正三宅前	8:04
買木・大竹屋商店前	8:06
農環センター前	8:07
高倉公民館前	8:09
西名新田バス停	8:12
西名・樺忠実宅前	8:15
上条郵便局前	8:16
上条駅前バス停	8:17
診療所・健康センター	8:27
守門庁舎前バス停	8:28
守門庁舎	8:29

経由地	2便★
波川・丸嘉商店前	8:40
波川下塚	8:41
長鳥バス停	8:42
細野バス停	8:43
丸山入口	8:44
大谷内バス停	8:45
診療所・健康センター	8:49
守門庁舎前バス停	8:50
守門庁舎	8:51

経由地	3便★
東野名(稲場)	8:25
東野名・横山慶一宅前	8:26
東野名・穴沢康幸宅前	8:27
西名公民館前	8:28
自然休養村センター前	8:29
長鳥公民館前	8:30
長鳥・多田友市宅前	8:31
長鳥・浅井健治宅前	8:32
細野・ハウス前	8:35
細野・高橋勉宅前	8:36
松川公民館前	8:38
電発協	8:39
向松川	8:40
新下十字路	8:42
大海亮由宅前	8:43
診療所・健康センター	8:45
守門庁舎前バス停	8:47
守門庁舎	8:48
守門Aコープ前	8:52
越後須原駅	8:52

経由地	4便
二分三叉路	12:40
高倉公民館前	12:46
西名新田バス停	12:47
上条郵便局前	12:50
東野名・横山慶一宅前	12:54
西名公民館前	12:56
上条駅前バス停	12:57
長鳥バス停	13:00
松川公民館前	13:04
診療所・健康センター	13:10
守門Aコープ前	13:11

### ■守門診療所・守門庁舎→高倉

経由地	1便	2便	3便
越後須原駅	-	-	14:00
守門Aコープ前	10:45	12:00	14:00
守門庁舎	10:46	12:01	14:01
守門庁舎前バス停	10:47	12:02	14:01
診療所・健康センター	10:48	12:03	14:02
松川公民館前	-	12:09	14:08
長鳥バス停	-	12:13	14:13
上条駅前バス停	10:57	12:16	14:16
自然休養村センター前	10:59	12:18	14:19
東野名・横山慶一宅前	-	12:21	14:21
西名公民館前	-	12:23	14:23
西名新田バス停	11:01	12:25	14:25
高倉公民館前	11:02	12:27	14:27
二分三叉路	11:08	12:33	14:34

## 福山新田乗合タクシー

- 運行日：月曜日～金曜日（祝日、12月29日～1月3日は除く）
- 料 金：1回 200円、中学生以下および障害者手帳（療育手帳等）お持ちの方 100円  
未就学児 無料

**ご予約はこちら 観光タクシー** [予約受付時間] 9:00～20:00  
 朝10時までの便は前日まで、その他の便は1時間前までに予約してください。  
 ご利用日の1週間前から予約できます。

**☎ 025-792-1100**

### ① 福山新田～須原線

【この乗合タクシーを利用できる地区】福山新田、西名、長鳥、細野、大谷内、守門宮原、西村

#### ■福山新田→須原・守門診療所

経由地	1便	2便
福山克雪センター	6:55	7:30
熊取入口	6:56	7:31
谷内	6:58	7:33
自然休養村センター前	7:13	-
保育園・幼稚園	-	7:56
守門庁舎	-	7:58
守門庁舎前バス停	-	7:59
診療所・健康センター	-	8:00
須原小学校	-	8:01
守門中学校	-	8:02

#### ■須原・守門診療所→福山新田

経由地	1便	2便	3便	4便
守門中学校	11:59	14:09	15:47	17:55
診療所・健康センター	12:00	14:10	15:48	17:56
須原小学校	12:00	14:10	15:50	-
守門庁舎前バス停	12:01	14:11	15:52	18:00
守門庁舎	12:02	14:12	15:53	18:01
守門Aコープ前	12:04	14:14	15:54	18:03
保育園・幼稚園	-	-	15:55	18:04
大谷内バス停	12:06	14:16	16:00	18:06
丸山入口	12:07	14:17	16:01	18:07
細野バス停	12:08	14:18	16:02	18:08
長鳥・浅井健治宅前	12:10	14:20	16:04	18:10
長鳥・多田友市宅前	12:11	14:21	16:05	18:11
長鳥公民館前	12:12	14:22	16:06	18:12
自然休養村センター前	12:14	14:24	16:08	18:14
谷内	12:29	14:39	16:23	18:29
熊取入口	12:31	14:41	16:25	18:31
福山克雪センター	12:32	14:42	16:26	18:32

### ② 須原～大倉線

【この乗合タクシーを利用できる地区】西村、小須原、大倉

#### ■診療所→大倉→小須原→西村→診療所

経由地	1便	2便	3便
越後須原駅	-	11:29	13:44
守門Aコープ前	-	11:29	13:44
診療所・健康センター	8:25	11:30	13:45
守門庁舎バス停前	8:26	11:31	13:46
守門庁舎	8:27	11:32	13:47
のぞみ団地入口	8:32	11:37	13:51
大倉生活改善センター前	8:33	11:38	13:52
旧公民館三叉路	8:35	11:40	13:54
守門庁舎	8:43	11:48	14:02
守門庁舎前バス停	8:45	11:50	14:04
診療所・健康センター	8:47	11:52	14:06

## 赤土乗合タクシー

- 運行日：月曜、水曜、金曜日（祝日、12月29日～1月3日は除く）
- 料 金：1回 200円、中学生以下および障害者手帳（療育手帳等）お持ちの方 100円  
未就学児 無料

【この乗合タクシーを利用できる地区】西村、小須原、福山新田、大倉沢、三沢沢、赤土、須川

#### ■診療所→大倉沢→赤土→須川→診療所

経由地	1便	2便
診療所・健康センター	8:00	12:00
守門庁舎バス停前	8:02	12:02
守門庁舎	8:05	12:05
中山十字路	8:10	12:10
大倉沢バス停	8:13	12:13
三沢沢	8:15	12:15
赤土公民館	8:20	12:20
須川集落センター	8:25	12:25
診療所・健康センター	8:30	12:30
守門庁舎前バス停	8:32	12:32
守門庁舎	8:35	12:35

**ご予約はこちら 観光タクシー** [予約受付時間] 9:00～20:00  
 朝10時までの便は前日まで、その他の便は1時間前までに予約してください。  
 ご利用日の1週間前から予約できます。

**☎ 025-792-1100**

# 南越後観光バス(株)

小出営業所 ☎025-792-8114

# 南越後観光バス時刻表

平成28年4月1日改正

監修/南越後観光バス株式会社  
制作/国際ジャーナル株式会社  
(発行)  
南越後観光バス株式会社  
《無断転載・複製を禁ず》

### 小出 川口 小出谷 線

路線	200	300	460	460	260	360	460
小出駅前	7:30	8:00	8:30	9:00	9:30	10:00	10:30
川口	7:45	8:15	8:45	9:15	9:45	10:15	10:45
小出谷	8:00	8:30	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00
小出駅前	11:00	11:30	12:00	12:30	13:00	13:30	14:00
川口	11:15	11:45	12:15	12:45	13:15	13:45	14:15
小出谷	11:30	12:00	12:30	13:00	13:30	14:00	14:30
小出駅前	17:15	17:45	18:15	18:45	19:15	19:45	20:15
川口	17:30	18:00	18:30	19:00	19:30	20:00	20:30
小出谷	17:45	18:15	18:45	19:15	19:45	20:15	20:45

### 小出 湯原 線

路線	210	290	320	390	410	410
小出駅前	7:30	8:00	8:30	9:00	9:30	10:00
湯原	7:45	8:15	8:45	9:15	9:45	10:15
小出駅前	11:00	11:30	12:00	12:30	13:00	13:30
湯原	11:15	11:45	12:15	12:45	13:15	13:45
小出駅前	17:15	17:45	18:15	18:45	19:15	19:45
湯原	17:30	18:00	18:30	19:00	19:30	20:00

### 小出 湯原 線

路線	210	290	320	390	410	410
小出駅前	7:30	8:00	8:30	9:00	9:30	10:00
湯原	7:45	8:15	8:45	9:15	9:45	10:15
小出駅前	11:00	11:30	12:00	12:30	13:00	13:30
湯原	11:15	11:45	12:15	12:45	13:15	13:45
小出駅前	17:15	17:45	18:15	18:45	19:15	19:45
湯原	17:30	18:00	18:30	19:00	19:30	20:00

### 小出 湯原 線

路線	240	310	470	470	240	290	470
小出駅前	7:30	8:00	8:30	9:00	9:30	9:45	10:15
湯原	7:45	8:15	8:45	9:15	9:45	9:57	10:27
小出駅前	11:00	11:30	12:00	12:30	12:45	12:57	13:27
湯原	11:15	11:45	12:15	12:45	13:00	13:12	13:42
小出駅前	17:15	17:45	18:15	18:45	19:00	19:12	19:42
湯原	17:30	18:00	18:30	19:00	19:15	19:27	19:57

### 小玉医院

小玉 小出駅前 小出谷 川口 湯原 線

小玉 小出駅前 小出谷 川口 湯原 線

小玉 小出駅前 小出谷 川口 湯原 線

### 小玉医院

小玉 小出駅前 小出谷 川口 湯原 線

小玉 小出駅前 小出谷 川口 湯原 線

小玉 小出駅前 小出谷 川口 湯原 線

### 小玉医院

小玉 小出駅前 小出谷 川口 湯原 線

小玉 小出駅前 小出谷 川口 湯原 線

小玉 小出駅前 小出谷 川口 湯原 線

### 小出 湯原 線

路線	190	190	200	310	320	390	400
小出駅前	7:30	8:00	8:30	9:00	9:30	9:45	10:15
湯原	7:45	8:15	8:45	9:15	9:45	9:57	10:27
小出駅前	11:00	11:30	12:00	12:30	12:45	12:57	13:27
湯原	11:15	11:45	12:15	12:45	13:00	13:12	13:42
小出駅前	17:15	17:45	18:15	18:45	19:00	19:12	19:42
湯原	17:30	18:00	18:30	19:00	19:15	19:27	19:57

### 小玉医院

小玉 小出駅前 小出谷 川口 湯原 線

小玉 小出駅前 小出谷 川口 湯原 線

小玉 小出駅前 小出谷 川口 湯原 線

### 小玉医院

小玉 小出駅前 小出谷 川口 湯原 線

小玉 小出駅前 小出谷 川口 湯原 線

小玉 小出駅前 小出谷 川口 湯原 線

### 小玉医院

小玉 小出駅前 小出谷 川口 湯原 線

小玉 小出駅前 小出谷 川口 湯原 線

小玉 小出駅前 小出谷 川口 湯原 線

### 小出 湯原 線

路線	190	190	200	310	320	390	400
小出駅前	7:30	8:00	8:30	9:00	9:30	9:45	10:15
湯原	7:45	8:15	8:45	9:15	9:45	9:57	10:27
小出駅前	11:00	11:30	12:00	12:30	12:45	12:57	13:27
湯原	11:15	11:45	12:15	12:45	13:00	13:12	13:42
小出駅前	17:15	17:45	18:15	18:45	19:00	19:12	19:42
湯原	17:30	18:00	18:30	19:00	19:15	19:27	19:57

### タクシーのご利用は

小出タクシー ☎792-0019

平和を走る者は幸いです

日本タクシー協会の登録会社

小出タクシーリスト

魚沼市小出1192-3  
TEL 025-792-1747

### 星眼科クリニック

魚沼市湯原2-28-1  
TEL 025-793-6776

魚沼市湯原2-28-1  
TEL 025-792-7766

### 小出駅前

小出駅前 小出谷 川口 湯原 線

小出駅前 小出谷 川口 湯原 線

小出駅前 小出谷 川口 湯原 線

### 小出駅前

小出駅前 小出谷 川口 湯原 線

小出駅前 小出谷 川口 湯原 線

小出駅前 小出谷 川口 湯原 線

### 小出駅前

小出駅前 小出谷 川口 湯原 線

小出駅前 小出谷 川口 湯原 線

小出駅前 小出谷 川口 湯原 線

### 小出駅前

小出駅前 小出谷 川口 湯原 線

小出駅前 小出谷 川口 湯原 線

小出駅前 小出谷 川口 湯原 線

### 小出駅前

小出駅前 小出谷 川口 湯原 線

小出駅前 小出谷 川口 湯原 線

小出駅前 小出谷 川口 湯原 線

### 小出駅前

小出駅前 小出谷 川口 湯原 線

小出駅前 小出谷 川口 湯原 線

小出駅前 小出谷 川口 湯原 線

### 小出駅前

小出駅前 小出谷 川口 湯原 線

小出駅前 小出谷 川口 湯原 線

小出駅前 小出谷 川口 湯原 線

### 小出駅前

小出駅前 小出谷 川口 湯原 線

小出駅前 小出谷 川口 湯原 線

小出駅前 小出谷 川口 湯原 線

### 小出駅前

小出駅前 小出谷 川口 湯原 線

小出駅前 小出谷 川口 湯原 線

小出駅前 小出谷 川口 湯原 線

Copyright © 2016 Nanyokko Bus Co., Ltd. All rights reserved.



# 小出まちなか循環線

小出市街地内の移動に便利な定期便です。

平成28年10月1日改訂

## 「時刻表の一部変更のご案内」

- 奇数便は今ままでと同じ経路で運行します。
- 偶数便は今ままでと逆回りで運行します。

■ 運行日：月曜日～金曜日（祝日、12月29日～1月3日は除く）

■ 料 金：1回100円、未就学児無料 ※予約は不要です。各停留所でお待ちください。 **小出まちなか循環線に関する問い合わせ** 025-792-4141 (奥只見タクシー)

## ■時刻表

### ■時刻表（逆回り）

停 留 所	1便	3便	5便	7便	9便	2便	4便	6便	8便	10便
小出駅前	9:30	10:30	11:30	12:30	13:30	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00
横町バス停	9:32	10:32	11:32	12:32	13:32	10:02	11:02	12:02	13:02	14:02
星齒科医院(羽根川)	9:33	10:33	11:33	12:33	13:33	10:03	11:03	12:03	13:03	14:03
小出病院前バス停	9:34	10:34	11:34	12:34	13:34	10:04	11:04	12:04	13:04	14:04
小出病院正面玄関	9:35	10:35	11:35	12:35	13:35	10:05	11:05	12:05	13:05	14:05
サカキヤ駐車場	9:36	10:36	11:36	12:36	13:36	10:06	11:06	12:06	13:06	14:06
小出郵便局	9:37	10:37	11:37	12:37	13:37	10:08	11:08	12:08	13:08	14:08
小出庁舎	9:39	10:39	11:39	12:39	13:39	10:09	11:09	12:09	13:09	14:09
小出商工会館前	9:40	10:40	11:40	12:40	13:40	10:10	11:10	12:10	13:10	14:10
廣川医院	9:41	10:41	11:41	12:41	13:41	10:11	11:11	12:11	13:11	14:11
中島脳外科内科医院	9:42	10:42	11:42	12:42	13:42	10:13	11:13	12:13	13:13	14:13
宮医院	9:44	10:44	11:44	12:44	13:44	10:14	11:14	12:14	13:14	14:14
うおぬま小児クリニック	9:45	10:45	11:45	12:45	13:45	10:15	11:15	12:15	13:15	14:15
四番町停留所(菊水前)	9:46	10:46	11:46	12:46	13:46	10:16	11:16	12:16	13:16	14:16
三番町バス停	9:47	10:47	11:47	12:47	13:47	10:17	11:17	12:17	13:17	14:17
本町バス停	9:48	10:48	11:48	12:48	13:48	10:18	11:18	12:18	13:18	14:18
小出駅前	9:50	10:50	11:50	12:50	13:50	10:20	11:20	12:20	13:20	14:20

乗合タクシーは、このステッカーをつけて運転しています。

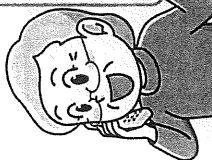
### ご利用にあたっての注意点

#### ※小出地域乗合タクシーの場合

- ・ご利用の際は、必ずご予約ください。
- ・停留所間で利用できません。
- ・予約先、停留所の位置は、広報3/25号の折込で配布しました時刻表をご覧ください。
- ・交通状況や予約状況によって、到着時刻が変わる場合があります。時間に余裕を持ってご利用ください。

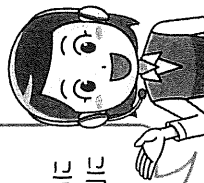
#### ■ 予約例

- 地区の「名前」です。
- 月●日に
- 小出地域乗合タクシーの北行き2便で、「虫野高陽会館」から「小出病院」までお願いします。



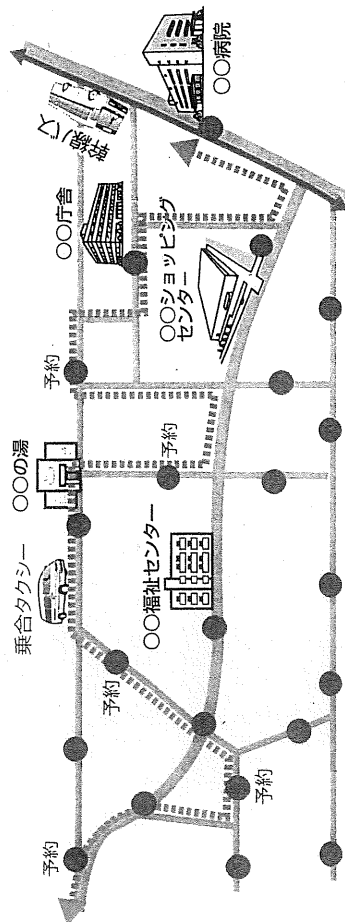
利用者

- わかりました。
- 月●日の8時35分くらいに「虫野高陽会館」に向かいます。



タクシー会社

#### ■ 運行イメージ (●: 停留所)

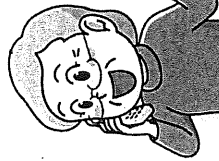


#### ※小出まちなか循環線、小出地域乗合タクシー以外の乗合タクシーの場合

- ・ご利用の際は、必ずご予約ください。
- ・予約先は、広報3/25号の折込で配布しました各乗合タクシーの時刻表をご覧ください。
- ・交通状況や予約状況によって、到着時刻が変わる場合があります。時間に余裕を持ってご利用ください。

#### ■ 予約例

- 地区の「名前」です。
- 月●日に
- 新道島乗合タクシーの小出市街地方面の1便をお願いします。



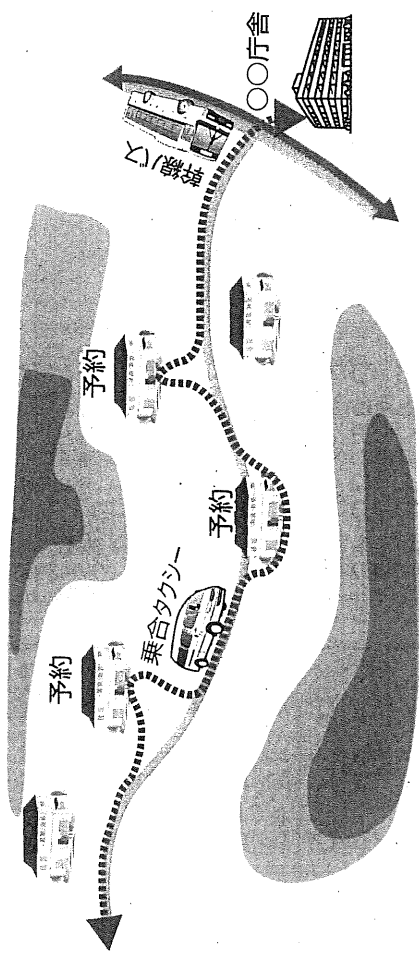
利用者

- わかりました。
- 月●日の8時15分くらいにご自宅に向かいます。



タクシー会社

#### ■ 運行イメージ



※ 詳しい待ち合わせ場所は、タクシー会社に確認ください。



## 入広瀬地域コミュニティバス運行事業計画 (案)

### (実施目的)

入広瀬地域内の交通不便地や高齢者等の移動が制約される地域において、地域住民が互いに助け合いながら、これらの課題を解決するコミュニティバスの運行を入広瀬コミュニティ協議会が実施主体となって取り組むものです。

また、魚沼市は補助金交付要綱を制定し補助金を交付します。

### (実施内容)

入広瀬コミュニティ協議会による地域コミュニティバスの運行とし、協議会の事務所は魚沼市役所入広瀬庁舎内に置きます。

また、運行するコミュニティバスの車庫は、魚沼市役所入広瀬庁舎の車庫を借用し車庫とします。

### (実施時期)

平成29年10月1日から

### (会費及び協賛金)

会費は1世帯あたり2,000円(年会費)とし、徴収方法については、入広瀬コミュニティ協議会内で協議し決定します。また協賛金については、本事業に賛同する企業及び個人から徴収します。

### (運賃)

年会費(2,000円)を納入した世帯員は、全区間を無料で乗車できます。

### (運行日及び運行ルート)

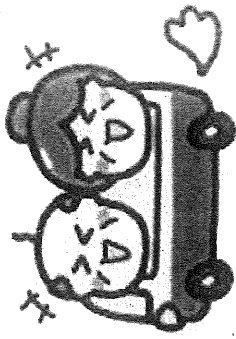
別紙、「バス時刻表」(案)及び「運行ルート図」(案)によるものとします。

### (乗合タクシーの廃止)

地域コミュニティバス運行に伴い、入広瀬地域乗合タクシーは廃止とします。

# 入広瀬地域コミュニティバス「バス時刻表」(案)

〈月・水・金の週3日間 実施〉



「もっと身近にコミバス！」

みんなコミバスで買い物

みんなコミバスで温泉

## 【上方 方面】

停留所	1便	2便	3便	4便	5便	6便
寿和温泉	-	-	-	-	14:03	15:38
農協前	-	10:13	10:35	12:14	14:05	15:40
穴沢バス停	-	-	-	12:15	バス 12:11着	
入広瀬庁舎	7:05	10:14	10:56	12:16	14:06	15:41
平成館	7:07	10:16	10:58	12:18	14:08	15:43
白坂	7:09	10:18	11:00	12:20	14:10	15:45
あけぼの館	7:10	10:19	11:01	12:21	14:11	15:46
芋鞘 佐藤武司宅前	7:11	10:20	11:02	12:22	14:12	15:47
芋鞘 佐藤正行宅前	7:12	10:21	11:03	12:23	14:13	15:48
芋鞘神社入口	7:13	10:22	11:04	12:24	14:14	15:49
田小屋アパート前	7:14	10:23	11:05	12:25	14:15	15:50
横根 渡辺フジイ宅前	7:16	10:25	11:07	12:27	14:17	15:52
横根 渡辺政支宅前	7:17	10:26	11:08	12:28	14:18	15:53
みずほ会館	7:18	10:27	11:09	12:29	14:19	15:54
横根 佐藤新作宅前	7:19	10:28	11:10	12:30	14:20	15:55
平野又十字路	7:23	10:32	11:14	12:34	14:24	15:59
農協前	-	10:34	11:16	-	-	-
寿和温泉	-	-	-	12:36	14:26	16:01
穴沢バス停	7:26	バス 7:39発	小出方面行き			

## 【大栃山・穴沢 方面】

停留所	1便	2便	3便	4便	5便
寿和温泉	-	-	12:37	14:28	16:03
農協前	10:00	10:35	12:39	14:30	16:05
諸橋智宅前	10:01	10:36	12:40	14:31	16:06
佐藤誠一宅前	10:02	10:37	12:41	14:32	16:07
大栃山大島晃宅前	10:03	10:38	12:42	14:33	16:08
大栃山須田宅前	10:04	10:38	12:43	14:34	16:09
大栃山入口(やまげ)	10:05	10:39	12:44	14:35	16:10
北新工機前	10:06	10:40	12:45	14:36	16:11
黒又入口(消防小屋前)	10:07	10:41	12:46	14:37	16:12
大瀬建設前	10:08	10:42	12:48	14:39	16:14
旧つくしや宅前	10:09	10:43	12:49	14:40	16:15
穴沢寺前	10:10	10:44	12:50	14:41	16:16
穴沢バス停	10:11	10:45	12:51	14:42	16:17
農協前	10:12	10:46	12:52	14:43	16:18
寿和温泉	-	-	12:54	14:45	16:20

## 【大白川 方面】

停留所	1便	2便	3便	4便	5便
寿和温泉	-	-	12:55	14:47	16:22
農協前	8:25	9:22	12:57	14:49	16:24
穴沢バス停	8:26	9:23	12:58	14:50	16:25
穴沢寺前	8:27	9:24	12:59	14:51	16:26
柿ノ木	8:31	9:28	13:03	14:55	16:30
大白川駅	8:37	9:34	13:09	15:01	16:36
末沢三叉路	8:38	9:35	13:10	15:02	16:37
末沢処理場入口前	8:39	9:36	13:11	15:03	16:38
木工所	8:41	9:38	13:13	15:05	16:40
本村	8:42	9:39	13:14	15:06	16:41
山菜会館	8:43	9:40	13:15	15:07	16:42
山菜会館	8:44	9:41	13:16	15:08	16:43
本村	8:45	9:42	13:17	15:09	16:44
木工所	8:46	9:43	13:18	15:10	16:45
末沢処理場入口前	8:48	9:45	13:20	15:12	16:47
末沢三叉路	8:49	9:46	13:21	15:13	16:48
大白川駅	8:50	9:47	13:22	15:14	16:49
柿ノ木	8:56	9:53	13:28	15:20	16:55
穴沢寺前	9:00	9:57	13:32	15:24	16:59
穴沢バス停	9:01	9:58	13:33	15:25	17:00
農協前	9:02	9:59	13:34	15:26	17:02
寿和温泉	-	-	13:36	15:28	-
大栃山入口(やまげ)	-	-	-	-	17:03
北新工機前	-	-	-	-	17:04

## 【上条駅前 南越後観光バス 接続】

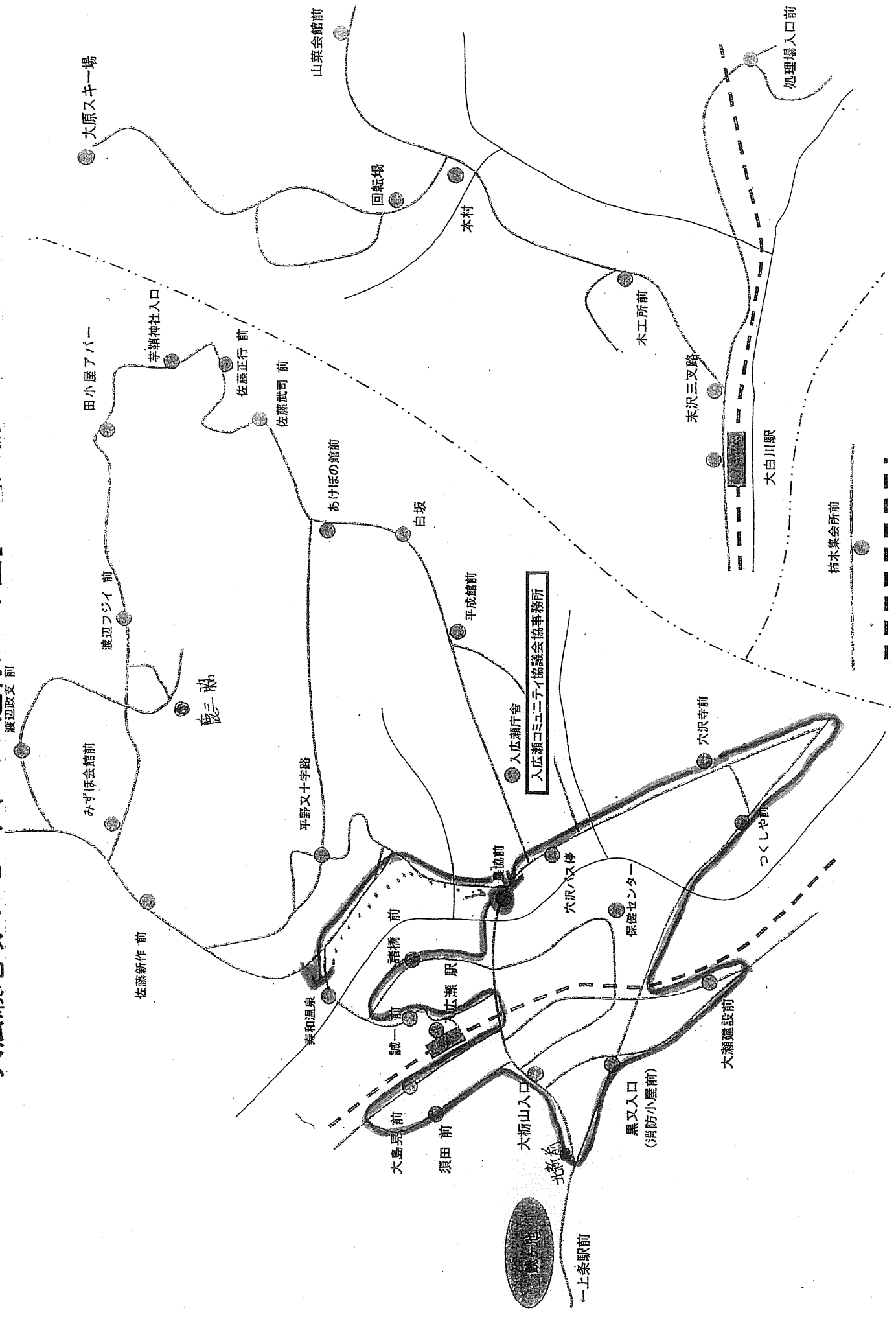
停留所	バス
山下林業スタンド前	バス 13:48着
北新工機前	13:50
大栃山入口(やまげ)	13:55
入広瀬駅	13:56
寿和温泉	14:00
農協前	14:03
	14:05

只見線 13:46着

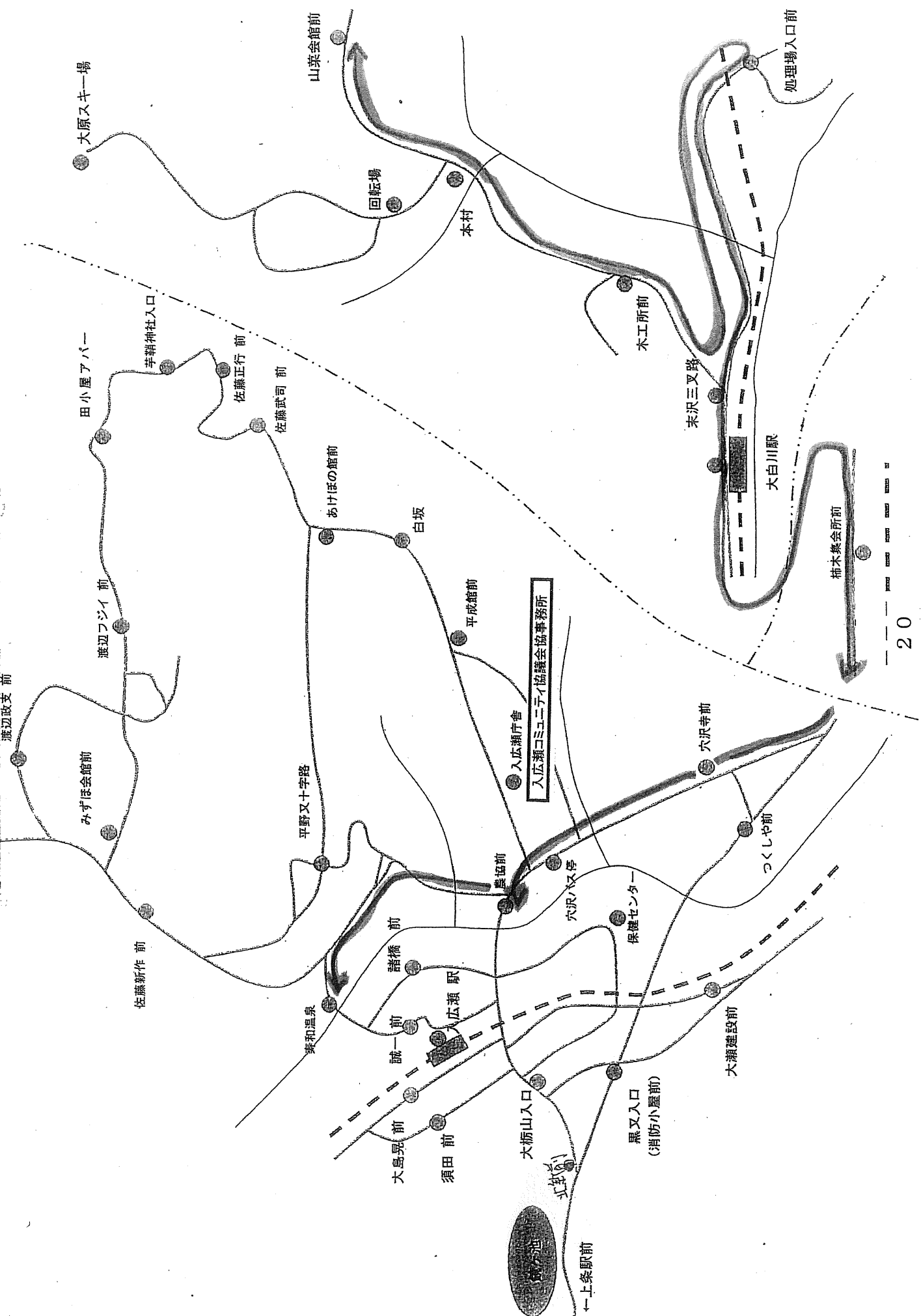
- ★ 定時、3路線(上方方面、大栃山・穴沢方面、大白川方面)で運行します。
- ★ 掲載した時刻のバス停でお待ちください。
- ★ 月曜、水曜、金曜日が祝日も運行します。
- ★ 年会費(2,000円)を納入された世帯員は、全区間を無料で乗車できます。



# 入広瀬地域コミュニティバス「運行ルート図」 大柄山・穴沢 方面



# 入広瀬地域コミュニティバス「運行ルート区【大白川】方面





魚沼市長 佐藤 雅一 様

入広瀬地域コミュニティバス運行に関する

# 要 望 書

平成 29 年 5 月 23 日

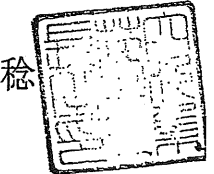
入広瀬コミュニティ協議会  
会 長 梶 沢 一



大白川区長 住 安 正



穴沢区長 浅 井



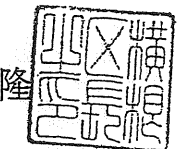
大栃山区長 浅 井 正



平野又区長 酒 井 義 男



横根区長 渡 辺



芋鞘区長 浅 井 作 松



## 入広瀬地域コミュニティバス運行に関する要望書

日頃より、入広瀬地域の活性化にご尽力を賜り感謝を申し上げます。

さて、入広瀬地域のコミュニティバスにつきましては、平成28年10月から11月の2か月間にわたり、魚沼市より実証実験を実施していただいたところでございますが、地域の住民からは是非とも本格運行を実施していただきたいという声が多数寄せられております。

入広瀬コミュニティ協議会及び6つの地域（自治会）としては、地域の課題を自らが解決するようコミュニティバスの運行に取り組んで参りたいと考えております。

つきましては、入広瀬地域コミュニティバスの本格運行につきまして、魚沼市よりご支援をいただきますようご要望いたします。

なお、コミュニティバス本格運行の実施に伴い、現在運行されております「乗合タクシー」の運行を取り止めることについて、同意いたします。



魚沼市地域公共交通協議会規約

(設置)

第 1 条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「計画」という。）の作成及び計画の実施に係る必要な協議を行うとともに、道路運送法の規定に基づき地域の实情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、協議会として設置する。

(名称)

第 2 条 この会の名称は、魚沼市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）とする。

(事務所)

第 3 条 協議会の事務所は、魚沼市小出島 130 番地 1 魚沼市役所小出庁舎内に置く。

(目的)

第 4 条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における取り組みを総合的かつ効率的に推進することを目的とする。

(協議事項等)

第 5 条 協議会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 計画の作成及び計画の変更に関すること。
- (2) 計画の実施に関すること。
- (3) 地域の实情に応じた適切な乗合旅客運送の態様並びに運賃及び料金等の協議に関すること
- (4) 道路運送法施行規則第 49 条第 2 項に規定する公共交通空白地有償運送の協議に関すること
- (5) 地域公共交通確保維持改善事業に関すること。
- (6) 協議会の運営に関すること
- (7) その他協議会が必要と認めること。

(組織)

第 6 条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 人
- (2) 副会長 1 人
- (3) 監査員 2 人

3 会長、副会長及び監査員は相互に兼ねることはできない。

(委員の任期)



第7条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 別表に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第8条 会長は、魚沼市長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長は、協議会の会計を監査する監査員を委員の中から任命する。

(副会長)

第9条 副会長は、委員の中から協議会において互選する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。

(監査員)

第10条 監査員は、協議会の会計監査を行う。

- 2 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

(事務局)

第11条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、魚沼市企画政策課内に事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長を置き、魚沼市企画政策課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、魚沼市企画政策課職員をもって充てる。

(協議会の会議の運営等)

第12条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が召集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 協議会の決議方法は、会議出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- 6 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。
- 7 協議会は原則として公開で行うとともに、協議会に関する情報は魚沼市のホームページ等を利用して公表する。
- 8 会長は、軽易な事項又は急を要する事項については、書面をもって賛否を求め、その回答をもって会議の議決に代えることができる。この場合において、第2項及び第4項の規定

を準用する。

(分科会の設置)

第 13 条 協議会は、計画の実施等にあたり、分科会を設置することができる。

2 分科会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第 14 条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第 15 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

3 前各号に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第 16 条 委員及び第 12 条第 5 項の関係者（以下「協議会委員等」という。）が協議会の会議等に出席したときは、報酬を受けることができる。ただし、行政機関の職員については、これを支給しない。

2 協議会委員等及び事務局職員が研修会等のため旅行したときは、費用弁償を受けることができる。

3 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会の解散等)

第 17 条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長が精算する。

(規約の変更)

第 18 条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。ただし、緊急を要する場合及び軽微な変更にあつては会長の決するところとし、その後の協議会においてこれを報告するものとする。

(その他)

第 19 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成21年3月17日から施行する。

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

この規約は、平成21年9月1日から施行する。

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

この規約は、平成29年 月 日から施行する

別表（第6条関係）

区 分	委 員
法第6条第2項第1号の委員	魚沼市長
法第6条第2項第2号の委員	南越後観光バス株式会社 乗合部長
	魚沼市タクシー協会 会長
	ひかり交通株式会社 代表取締役
	東日本旅客鉄道株式会社浦佐駅 駅長
	国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所調査課 課長
	新潟県魚沼地域振興局地域整備部計画調整課 課長
	魚沼市土木課建設室 室長
法第6条第2項第3号の委員	新潟県小出警察署 署長
	地域公共交通の利用者（堀之内地区、小出地区、湯之谷地区、 広神地区、守門地区、入広瀬地区）
	学識経験者
	国土交通省北陸信越運輸局交通政策部交通企画課 課長
	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局 首席運輸企画専門官
	新潟県魚沼地域振興局企画振興部地域振興課 課長
	新潟県立小出高等学校 校長
	新潟県立堀之内高等学校 校長
	魚沼市老人クラブ連合会 会長
	魚沼市地域自立支援協議会 会長
	日本労働組合総連合会新潟県連合会中越地域協議会 議長
	魚沼市福祉課介護福祉室 室長

魚沼市地域公共交通協議会規約 新旧対照表

現 行	改 正	備 考
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、<u>地域公共交通総合連携計画</u>（以下「計画」という。）の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うため、協議会として設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、<u>地域公共交通網形成計画</u>（以下「計画」という。）の作成及び計画の実施に係る必要な協議を行うとともに、<u>道路運送法の規定に基づき地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、協議会として設置する。</u></p>	
<p>(名称)</p> <p>第 2 条 この会の名称は、魚沼市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）とする。</p>	<p>(名称)</p> <p>第 2 条 この会の名称は、魚沼市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）とする。</p>	
<p>(事務所)</p> <p>第 3 条 協議会の事務所は、魚沼市小出島 130 番地 1 魚沼市役所小出庁舎内に置く。</p>	<p>(事務所)</p> <p>第 3 条 協議会の事務所は、魚沼市小出島 130 番地 1 魚沼市役所小出庁舎内に置く。</p>	
<p>(目的)</p> <p>第 4 条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生のため地域の取組を総合的に推進することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 4 条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における取組みを総合的に推進することを目的とする。</p>	

<p>(協議事項等)</p> <p>第 5 条 協議会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。</p> <p>(1) 計画の作成及び計画の変更に関すること。</p> <p>(2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。</p> <p>加える</p> <p>加える</p> <p>加える</p> <p>(3) 協議会の運営に関すること。</p> <p>(4) その他協議会が必要と認めること。</p> <p>(組織)</p> <p>第 6 条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>2 協議会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1 人</p> <p>(2) 副会長 1 人</p> <p>(3) 監査員 2 人</p> <p>3 会長、副会長及び監査員は相互に兼ねることはできない。</p> <p>(委員の任期)</p>	<p>(協議事項等)</p> <p>第 5 条 協議会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。</p> <p>(1) 計画の作成及び計画の変更に関すること。</p> <p>(2) 計画の実施に関すること。</p> <p>(3) <u>地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の様態並びに運賃及び料金等の協議に関すること。</u></p> <p>(4) <u>道路運送法施行規則第 49 条第 2 項に規定する公共交通空白地有償運送の協議に関すること。</u></p> <p>(5) <u>地域公共交通確保維持改善事業に関すること。</u></p> <p>(6) 協議会の運営に関すること。</p> <p>(7) その他協議会が必要と認めること。</p> <p>(組織)</p> <p>第 6 条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>2 協議会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1 人</p> <p>(2) 副会長 1 人</p> <p>(3) 監査員 2 人</p> <p>3 会長、副会長及び監査員は相互に兼ねることはできない。</p> <p>(委員の任期)</p>
---	--

<p>第7条 委員の任期は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 別表に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。</p> <p>(2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(会長)</p> <p>第8条 会長は、魚沼市長をもって充てる。</p> <p>2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。</p> <p>3 会長は、協議会の会計を監査する監査員を委員の中から任命する。</p> <p>(副会長)</p> <p>第9条 副会長は、委員の中から協議会において互選する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。</p> <p>(監査員)</p> <p>第10条 監査員は、協議会の会計監査を行う。</p> <p>2 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。</p>	<p>第7条 委員の任期は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 別表に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。</p> <p>(2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(会長)</p> <p>第8条 会長は、魚沼市長をもって充てる。</p> <p>2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。</p> <p>3 会長は、協議会の会計を監査する監査員を委員の中から任命する。</p> <p>(副会長)</p> <p>第9条 副会長は、委員の中から協議会において互選する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。</p> <p>(監査員)</p> <p>第10条 監査員は、協議会の会計監査を行う。</p> <p>2 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。</p>
<p>第7条 委員の任期は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 別表に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。</p> <p>(2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(会長)</p> <p>第8条 会長は、魚沼市長をもって充てる。</p> <p>2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。</p> <p>3 会長は、協議会の会計を監査する監査員を委員の中から任命する。</p> <p>(副会長)</p> <p>第9条 副会長は、委員の中から協議会において互選する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。</p> <p>(監査員)</p> <p>第10条 監査員は、協議会の会計監査を行う。</p> <p>2 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。</p>	<p>第7条 委員の任期は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 別表に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。</p> <p>(2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(会長)</p> <p>第8条 会長は、魚沼市長をもって充てる。</p> <p>2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。</p> <p>3 会長は、協議会の会計を監査する監査員を委員の中から任命する。</p> <p>(副会長)</p> <p>第9条 副会長は、委員の中から協議会において互選する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。</p> <p>(監査員)</p> <p>第10条 監査員は、協議会の会計監査を行う。</p> <p>2 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。</p>

<p>(事務局)</p> <p>第 11 条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、魚沼市企画政策課内に事務局を置く。</p> <p>2 事務局には事務局長を置き、魚沼市企画政策課長をもって充てる。</p> <p>3 事務局員は、魚沼市企画政策課職員をもって充てる。</p> <p>(協議会の会議の運営等)</p> <p>第 12 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が召集し、議長となる。</p> <p>2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。</p> <p>3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。</p> <p>4 協議会の決議方法は、会議出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p> <p>5 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。</p> <p>6 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。</p>	<p>(事務局)</p> <p>第 11 条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、魚沼市企画政策課内に事務局を置く。</p> <p>2 事務局には事務局長を置き、魚沼市企画政策課長をもって充てる。</p> <p>3 事務局員は、魚沼市企画政策課職員をもって充てる。</p> <p>(協議会の会議の運営等)</p> <p>第 12 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が召集し、議長となる。</p> <p>2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。</p> <p>3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。</p> <p>4 協議会の決議方法は、会議出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p> <p>5 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。</p> <p>6 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。</p>
---	---

<p>7 協議会は原則として公開で行うとともに、協議会に関する情報は魚沼市のホームページ等を利用して公表する。 加える</p> <p>(分科会の設置)</p> <p>第 13 条 協議会は、計画の実施等にあたり、分科会を設置することができる。</p> <p>2 分科会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(経費)</p> <p>第 14 条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。</p> <p>(財務に関する事項)</p> <p>第 15 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。</p> <p>2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。</p> <p>3 前各号に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現</p>	<p>7 協議会は原則として公開で行うとともに、協議会に関する情報は魚沼市のホームページ等を利用して公表する。</p> <p>8 会長は、軽易な事項又は急を要する事項については、書面をもって賛否を求め、その回答をもって会議の議決に代えることができる。この場合において、第 2 項及び第 4 項の規定を準用する。</p> <p>(分科会の設置)</p> <p>第 13 条 協議会は、計画の実施等にあたり、分科会を設置することができる。</p> <p>2 分科会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(経費)</p> <p>第 14 条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。</p> <p>(財務に関する事項)</p> <p>第 15 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。</p> <p>2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。</p> <p>3 前各号に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現</p>
--	--



<p>金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(報酬及び費用弁償)</p> <p>第 16 条 委員及び第 12 条第 5 項の関係者（以下「協議会委員等」という。）が協議会の会議等に出席したときは、報酬を受けることができる。ただし、行政機関の職員については、これを支給しない。</p> <p>2 協議会委員等及び事務局職員が研修会等のため旅行したときは、費用弁償を受けることができる。</p> <p>3 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等については、会長が別に定める。</p> <p>(協議会の解散等)</p> <p>第 17 条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長が精算する。</p> <p>(規約の変更)</p> <p>第 18 条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならぬ。ただし、緊急を要する場合及び軽微な変更にあつては会長の決するところとし、その後の協議会においてこれを報告するものとする。</p>	<p>金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(報酬及び費用弁償)</p> <p>第 16 条 委員及び第 12 条第 5 項の関係者（以下「協議会委員等」という。）が協議会の会議等に出席したときは、報酬を受けることができる。ただし、行政機関の職員については、これを支給しない。</p> <p>2 協議会委員等及び事務局職員が研修会等のため旅行したときは、費用弁償を受けることができる。</p> <p>3 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等については、会長が別に定める。</p> <p>(協議会の解散等)</p> <p>第 17 条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長が精算する。</p> <p>(規約の変更)</p> <p>第 18 条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならぬ。ただし、緊急を要する場合及び軽微な変更にあつては会長の決するところとし、その後の協議会においてこれを報告するものとする。</p>
--	--

(その他)  
第19条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則  
この規約は、平成21年3月17日から施行する。  
この規約は、平成21年4月1日から施行する。  
この規約は、平成21年9月1日から施行する。  
この規約は、平成22年4月1日から施行する。  
この規約は、平成24年4月1日から施行する。

加える

別表（第6条関係）

区分	委員
法第6条第2項第1号の委員	魚沼市長
法第6条第2項第2号の委員	南越後観光バス株式会社 乗合部長
	魚沼市タクシー協会 会長
	ひかり交通株式会社 代表取締役
	東日本旅客鉄道株式会社浦佐駅 駅長
	国土交通省北陸地方整備局長 岡国道事務所調査課 課長

(その他)  
第19条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則  
この規約は、平成21年3月17日から施行する。  
この規約は、平成21年4月1日から施行する。  
この規約は、平成21年9月1日から施行する。  
この規約は、平成22年4月1日から施行する。  
この規約は、平成24年4月1日から施行する。  
この規約は、平成29年 月 日から施行する。

別表（第6条関係）

区分	委員
法第6条第2項第1号の委員	魚沼市長
法第6条第2項第2号の委員	南越後観光バス株式会社 乗合部長
	魚沼市タクシー協会 会長
	ひかり交通株式会社 代表取締役
	東日本旅客鉄道株式会社浦佐駅 駅長
	国土交通省北陸地方整備局長 岡国道事務所調査課 課長

## 生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

平成29年 月 日

(名称) 魚沼市地域公共交通協議会

(代表者名) 会長 佐藤 雅一 印

<b>1. 生活交通改善事業計画の名称</b>
魚沼市福祉タクシー導入促進事業計画
<b>2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性</b>
<p>魚沼市の人口は、昭和55年をピークに年々減少している。一方、高齢者人口は年々増加傾向で推移しており少子高齢化が確実に進んでいる。</p> <p>このような中、生活交通において、高齢者や障がい者はもとより、妊産婦や小さな子どもを連れての外出が、安全かつ快適にできる公共交通機関の環境整備が求められており、ドアツードアの運送を行うことができるタクシー事業の必要性・存在意義は増していくと考えられる。</p> <p>そのためには、交通環境の改善を図り、様々な住民のニーズに対応できる福祉タクシーを積極的に導入していくことが必要である。</p>
<b>3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果</b>
<b>(1) 事業の目標</b>
魚沼市にはタクシー事業者が4社あるが、福祉タクシーの導入をしている事業者は3社3台となっている。市民の公共交通バリアフリーにおける満足度を高めるためには、導入台数の促進を図る必要がある。
<b>(2) 事業の効果</b>
福祉タクシーの導入促進により、高齢者や障がい者、妊産婦など、様々な利用ニーズに安全かつ快適な移動が提供でき、外出機会の増加に寄与する。
<b>4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者</b>
<b>(1) 事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）</b>
<p>(内容)</p> <p>UDタクシー車両の導入（3台）：観光タクシー(株)</p> <p>UDタクシー車両の導入（5台）：奥只見タクシー(株)</p>
<p>(実施事業者（補助対象事業者）の身体・療育・精神の3区分における運賃割引率について)</p> <p>観光タクシー(株)：身体・療育・精神 各1割引</p> <p>奥只見タクシー(株)：身体・療育・精神 各1割引</p>
<b>(2) 関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）</b>

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

平成 29 年度

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
UDタクシー の導入 (観光タクシー (株))	10,200 千円	1,800 千円	千円	千円	8,400 千円
	100%	17.6%	%	%	82.4%
UDタクシー の導入 (奥只見タクシー (株))	17,000 千円	3,000 千円	千円	千円	14,000 千円
	100%	17.6%	%	%	82.4%
合 計	27,200 千円	4,800 千円	千円	千円	22,400 千円
	100%	17.6%	%	%	82.4%

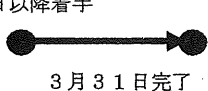
※総事業費については見込み額を記載

※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載

6. 計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印 (←→)、または横棒線 (——) で記載。

●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

事業の名称	平成 29 年度				平成 30 年度				平成 31 年度			
	4 月	9 月	12 月	3 月	4 月	9 月	12 月	3 月	4 月	9 月	12 月	3 月
スロープ付き福祉 タクシー車両の導 入	8 台 交付決定日以降着手  3 月 3 1 日完了											

7. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成 26 年 3 月 24 日：乗合タクシー等共通回数券交付要綱の設置
- ・平成 27 年 2 月 3 日：地域公共交通網形成計画の策定について
- ・平成 27 年 3 月 30 日：アンケート速報値について
- ・平成 27 年 6 月 30 日：地域公共交通網形成計画案について
- ・平成 28 年 1 月 14 日：地域公共交通網形成計画素案について
- ・平成 28 年 4 月 26 日：地域公共交通網形成計画の策定について
- ・平成 29 年 6 月 20 日：地域コミュニティバス運行について

## 8. 利用者等の意見の反映

今後ますます高齢者が増加し、車椅子利用者の医療機関受診、買い物など福祉タクシーを利用したい旨の要望がある。

## 9. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	新潟県魚沼地域振興局地域振興課
関係市区町村	魚沼市市企画政策課
交通事業者・交通施設管理者等	魚沼市タクシー協会 南越後観光バス株式会社、ひかり交通株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所 新潟県小出警察署
地方運輸局	北陸信越運輸局新潟運輸支局
その他協議会が必要と認める者	長岡技術科学大学名誉教授、堀之内連合自治会長、小出地区四日町自治会長、湯之谷地区連合自治会長、広神連合自治会長、守門地区囃託員、入広瀬区長会長、新潟県立小出高校校長、新潟県立堀之内高校校長、魚沼市老人クラブ連合会、魚沼市地域自立支援協議会、日本労働組合総連合会中越地域協議会、魚沼市役所福祉課介護福祉室

### ■注意事項

・総合連携計画等の既存の計画を活用する場合は、上記の事項について記載のある計画をそのまま活用することでもよい。ただし、記載されていない事項については追記すること。

### 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 新潟県魚沼市小出島 130 番地 1

(所 属) 魚沼市役所企画政策課まちづくり室

(氏 名) 酒井 良一

(電 話) 025-792-9752

(e-mail) chiiki@city.uonuma.lg.jp